

第7日

令和3年3月2日（火）

午後2時20分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けました。

これを上程し、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。

本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

第38号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）につきましては、国の第3次補正予算において、小中学校特別教室の空調整備事業に対する交付金が確定したことに伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億4,908万2,000円を追加し、予算総額を489億7,123万2,000円といたしました。

また、歳出に伴う財源といたしまして、国庫支出金7,648万2,000円、市債7,260万円を増額補正いたしました。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第1号専決処分（交通事故による損害賠償）の報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第3号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案等の質疑を行います。

それでは、第1号議案専決処分について（令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案令和3年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案令和3年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案令和3年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案令和3年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案令和2年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案令和2年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案県営住宅恵比須団地汚水処理施設管理基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市久喜宮地域防災拠点施設条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市池の迫団地条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。11番浅尾静二議員。

○11番（浅尾静二君） まず、この新市建設計画の変更についての議案ですけれども、合併特例債の期限が令和2年度から令和7年度までになったという議案だと思います。その中で財政計画が示されました。この財政計画の件について質疑をさせていただきます。

この財政計画は、昨年10月の全員協議会の中で財政見通しが示されました。令和7年度までの財政見通しが示された内容と見比べさせていただきましたけれども、歳出についてはほぼ同額です。

内容についての確認なんですけれども、財政見通しでは合併特例債を全部借入れをしたと。そして、財政調整基金の繰入れは行っていないと。そのために令和7年度では累計の赤字額が31億円で示されておりました。この財政計画においては、見たところ、歳入の中に基金繰入れをしたものだろうと思っております。そのために結果的には収支のバランスが取れております。そして、財政見通しでは大型事業は未計上だというふうな説明もあり

ました。このことの認識でよろしいでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木哲治君） 10月の全協のほうで説明させていただきました。その当時は、あえて収支、黒字か赤字かを見せるために財政調整基金等の調整をしない状態で提出をさせていただいております。今回は国のほうに提出する関係上、そこを調整させていただいております。

それと大型事業、何をするかというものについては個別にうたっておりませんが、特例債のほうは全額使い切るというようなことで計画のほうを練らせていただいております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番浅尾静二議員。

○11番（浅尾静二君） 今回の議案の案件であります、この新市建設計画の財政計画です。これを合併特例債は、令和7年度まで全部使うというのは有利な地方債ですので、全く異議を唱えるところは何もございません。

しかしながら、平成29年の2月に財政見通しの説明を受けたときに、大型事業に市庁舎建設あるいは十文字公園、総合体育館等々の特例債を使うということが表示、説明を受けておりましたけれども、今回の新市建設計画の中で、この合併特例債の目的です。どの事業にこの合併特例債を——残り、たしか65億円だったと思いますけれども——それをどの事業にどう充てていくかという説明も、この新市建設計画の中でされていくのかどうかも確認したいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木哲治君） 先に今回の令和3年度の当初予算を編成するに当たって、合併特例債のほうを使わせていただいております。現在高といえますか、残り発行可能額は約61億円となっております。

それと、この財政計画は一度作りますと今後、国・県等には変更を出す予定はございませんので、新たにその用途を明確にするようなことはございません。今後、予算編成の中の折にそういったものが見えてくるのかと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番浅尾静二議員。

○11番（浅尾静二君） 合併特例債も残り5年の中で、どの事業に充てていくというのは非常に今からの難しい判断だろうと思います。

そのような中で、この計画書を出すに当たって、やはりそういった踏み込んだ内容も残り5年の中、まして令和3年度の予算を見た限りにおいては大型事業に関する予算はないように見受けられました。それでもって考えますと、令和3年度はそのことについてはまだ踏み込まないと。じゃあ、令和4年度からということになってくると、4年間の中でこの合併特例債を使っていくというふうになっていきますので、そこら辺の時間的な問題もございましょうし、早くその目的なりを示す——この計画の中で少しでも明らかにすべき

ではないかなというふうに思っております。

最後の質問ですけれども、この財政計画は議案として出てくるわけですので、非常に私は重たいものだろうというふうに思っております。先ほどの一般質問の中でもありましたように今後、財政も非常に厳しくなっていくという中で、財政見通し、先ほど令和7年度の財政見通しの中では31億円の赤字というのも出ておりました。しかしながら、これは31億円の基金繰入れをすれば収支は保つと。

そういった中で、これ以上の基金繰入れはすべきではないとか、いわゆるこれ以上の地方債を増やさないとか、そういった一つの指標として、この財政計画も議会の中で議決する以上は、やはり議案として出す以上はそれぐらいの担保されるべきものではないのかなというふうに思います。この財政計画の重みというものを、執行部はどういうふうに捉えているのかも再度確認したいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木哲治君） 言われますとおり、非常に重たいものと考えております。ただ、これは令和元年度の決算をベースに令和2年の9月段階で作らせていただきました。約半年ほどたっているわけなんですけれども、やはりこの半年でも大きく変わっております。やはりコロナの状況が影響している部分、また特別交付税は逆にいいほうに入ってきたと。

それとふるさと納税につきましても、これはプラス要因としてカウントしているということで、作らせていただきました財政の見通しにつきましては、あの数字よりも今のところ、数字的にはよくなる形になります。しかしながら、こういった状況でございますので、各年各年で違った状況が生まれるのではないかと思っております。

また、これもお話しさせていただいておりましたが、災害復旧事業の単独分とかにつきましては、まだそういった試算的なものが確定しておりません。非常に不透明な部分がございますので、こういったものにつきましては各年度の当初予算の編成の中でしっかり取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 今回、議員の中から意見書が出されました。でき得る限り尊重をしたいという立場しております。しかしながら、私、勉強不足といいますか、十分にこの永久劣後ローンというのを承知しないままに尊重していくちゅうのもいかなものかと。議会手続の問題もありますし、質疑をさせていただきたいと思います。

一つは、ここに出されております意見書が、最初のタイトルは全企業を対象としたというふうに書いてあります。しかし、記というところ、あるいは説明によりますと、中小企業の存続を守り、という中小企業が何回も出てきます。全企業という形ではありません。受け止めた場合に全企業を対象とした永久劣後ローンなのか、中小企業の救済のための劣

後ローンなのかというのが、ここで二分するのではないかというふうに思います。これは私が質問をしなきゃならんと思ったのは、朝倉市議会として国、総理大臣をはじめ、衆議院その他に出すわけですから、それなりのきちっとしたものでなければならんであろうというふうに思いまして、1点それを質問いたします。

2点目については、この永久劣後ローンというのは、私の勉強不足で実は承知しておりませんでした。これは私もできる限り新聞等を見ておりますが、こういう言葉を見たことがなかったものですから、ちょっとびっくりして——今までは社会情勢その他国民の課題に対する議会としての意見書という形で出てきましたものですから、非常に、賛否は別として一応の理解を示しながら判断をしていくと、そういう経過がありました。しかし、今回については全くその判断しようもないというような状況でございまして、もう一度——全協であったわけですが、それは私からすると、この場でやるべきだという、正式にです。ということで、あえてやっております。事績に残して、きちんとやらなきゃ——後でも言いますけれども、計上されておるわけですから。永久劣後ローンというものの理解が私は十分にしておりますので、これを2番目としてもう一度御説明いただきたい。

3番目には、幾つもあるんですが、なかなかこれは見させていただいて私は理解しにくい。これは資産性ローンあるいは劣後ローン、資産性劣後ローンというのがあって、そしてその後に永久劣後ローンというのがあります。これは全体にその説明されたものを読めば、最終的には、この永久劣後ローンは国が出すという形のようなのです。こういう理解でいいのか。1、2、3のローンは、あくまでも対象となる企業と銀行との関係なのか。

4番目には、この一番最後の説明によりますと、国は借り入れた企業が利息を支払うことで融資元本の返済を受けられますということで、利息でもって元本を償還していくというふうに私は読んだんですが、そういう形でいいのか。ということは、1、2、3よりも、やっぱりこの永久劣後ローンのほうが銀行も融資を肩代わりするという形で、最終的には国がこれはやるということになりますので一番いい、銀行も貸しやすいという形になるのかと。ただし、国が負担していくということについての是非は国が判断すると思っておりますけれども、そういう理解でいいのかどうか。

4番目は、質疑が3回しかないもので、あえて項目ずつ質問しておりますが、これを意見書として出す場合に、これは創設というふうに書かれております。ここは問題だと思うんですけど、融資制度の創設というふうにして意見書として出されておりますが、これは今まで国はこの問題については制度としてやっていないということを前提としての創設という言葉なんですけど、今までの状況、国の動き——これはあえて、これがあるから、ぽーんと朝倉市議会が意見書として出すということではないということではないのかなあというような気がいたしております。やはり権威というか、これの重要性というので朝倉市議会というのを当然、国が見るわけですから、これは私たちが——少なくとも私は十分に承知しておりませんので、国の動き、その他の動きの中で、この創設という形をどう捉

えたらいいのか。言葉としては簡単です、この制度を作るということですから。その状況がどういうふうな流れになっているのかというのが、分かれば教えていただきたいと思います。4点、お願いします。

○議長（堀尾俊浩君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） では、質問にお答えしたいと思います。4点あったかと思われま

す。
1点目の、タイトルの全企業を対象としたというふうに書いてありますが、本文のほうと
いいますか、意見書案のほうには中小企業のことを書いてあるという点について、ま
ずはお答えをいたします。

私もこの文章を作るに当たりまして、朝倉市議会から出しますので、朝倉市議会らしい
意見書の文案というのは、どういったものだろうかということを考えさせていただきました。
朝倉市のほうには中小企業が多うございますので、やはり中小企業に厚く出すという
のが大事ではないかというふうに考えました。

すみません、長くなるんですけども——コロナによって売上げが落ちて、その資金繰
りが苦しくなります。そうすると、お金が足りないものですから借入れを増やさないと
いけないと。ところが、借入れを増やすと今度、銀行は企業に対して厳しい見方をしま
います。そうすると、ますますお金が借り入れられなくなるというような状況が生まれ
ますので、資金の調達的手段を増やすべきではないかというふうに考えました。

そういった中で資金調達の手段の多様化ということで、国のほうは借入れの制度も用意
しておりますけれども、永久劣後ローンという新しい仕組みが必要ではないかというふ
うに考えました。また、永久劣後ローンというのは中小企業にはなじみのない制度で
あるので、そういった意味でも門戸を開けるのではないかというふうに考えました。

永久劣後ローンを今度は調べてみますと、皆様が御存じであれば例えば、全日本空輸の
ANAホールディングスであったりとか、スーパーのイオンであったりとか、大和ハウス
工業とか、こういったところが去年、永久劣後ローンを入れております。大企業もやは
り資金繰りは厳しいんだなあとこの感じ取りまして、朝倉市にはキンビールであつ
たり、ブリヂストンであったりと大企業がございまして、この2企業は、きつとしか
りした企業であるんでしょうけれども、内実はひよっとしたら厳しいのかもしれない
と。

そういった中で中小企業だけに縛るのではなくて、朝倉市から出すのであれば大き
な——お世話になっている企業もたくさんあるものですから、全企業としたほうが適
当ではないかということで、本文のほうには中小企業に厚くというふうに書いておるん
ですが、気を使ってといったら変なんですけれども、全企業、大企業から中小企業ま
で分け隔てなく、資金調達の手段が多様化する分にはいいのではないかというふう
に考えまして、こういったタイトルをつけさせていただきました。

次に、3番目……。永久劣後ローンの説明はちょっと長くなりますので、一番最後にさ

させていただきます。

すみません、4番目の創設の部分です。創設の部分につきましては、永久劣後ローンという形が仕組みとしては国のほうが準備をしてくださっているんですけども、この創設という言葉を使いましたのは、一つは、地方の中小金融機関といいですか、地域金融機関が窓口となってやるという仕組みづくり、これがまずは大事ではないかと。これは先ほども言いましたように、中小企業のごときは地域金融機関が一番理解をしておりますので、地域金融機関が窓口になるというのが新しい仕組みではないかというふうに考えております。

そしてまた、ここにははっきりとは書いておりませんが、国が買取りの制度を設けるというような話も話題に出ております。そういった中で、そういう新しい仕組みを作るということで地域金融機関が窓口になって中小企業の債権を買い取る——劣後ローンを入れるという仕組み。

それから、これは国が決めることなんですけれども、債権の買取りのスキームを入れるということを含めまして、創設という新しい仕組みづくりということで創設という言葉を使わせていただきました。

次に、2番目の永久劣後ローンについての説明なんですけど、債権といいですか、例えば物を納めて売上げが立って代金をもらいます。そこで物を納めたときにお金をもらえればいいんですけども、月末締め翌月末払いとかで振り込みますとかいうような、そういう売上げ債権とか貸付債権であったりとか、そういう債権につきましては返してもらうのに順番がございます。

債権の順番でいきますと、一番は国税であったりとか、それから給料であったりや生活債権とか、そういった返してもらう順番があるんですけども、劣後債としまして、その返してもらう順番が一番最後になる貸出金というのが劣後ローンというものでございます。そして、普通は返してもらうときには何年で返してくださいねというような期間が決まっているんですけども、これを期限を決めずに、借りる側が返す期日を決めるのが永久の劣後ローンになります。

ですから、極端に言うと、会社を畳むときに返しなさいと。しかも、会社を畳むときに資産が残ったら返しなさいというのが永久劣後ローン、永久に返さなくてよい、返す順番が低いのが永久劣後ローンという仕組みでございます。その代わり、返す日にち、期間が定まっておきませんので、その分、返すための金利が高く取られるという仕組みがございます。

そして、先ほど申し上げましたように、企業が借入れをたくさんおこしますと、借入れが多くなったということで銀行のほうから厳しい目で見られます。また、銀行のほうも貸出しをたくさんいたしますと、この企業は借り過ぎだからと企業の格付が下がる、要注意先になるから引当金というのを費用として計上しないといけなくなります。例えば、1億円貸していたら20%を引当金として積みなさいという形で積みされます。そうすると銀行

も貸しにくくなるし、企業も借りにくくなると、こういった事象が発生いたします。

それを永久劣後ローンということを入れますと、これは借入れとみなされずに資本としてみなされますので、先ほどから申してありますように、借入れではない新しい資金の調達方式として永久劣後ローンというのがございます。ただ、先ほど言いましたように、いつまでも返さなくていいというような性格がありますので、普通でしたらば大企業あたりが借り入れする仕組みなんですけれども、国が買取りを裏で保障するとかいうような仕組みがもしつきましたらば、中小企業あたりも借り入れやすくなるような、そういったローンになるかと思っております。

実藤議員のほうから、2%で5年間だったら返せるんじゃないかとかいうようなことがありましたけれども、これは最終的には必ず……。違いましたかね。すみません。最終的には、利息で回収するものではなく、元金を必ず返してもらうというのが前提でございます。利息でずっと50年借り入れれば確かに元金は回収できますけれど、これはあくまでも利息を払っているということでありまして、元金を返さなくてもいいというわけではありません。そういったところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 内容の細かいことについては質疑をしておりませんので、大枠をちゃんと4項目に分けております。

3番目の項目は言われませんでしたけれども、劣後ローンを今説明されて、されるのかなと思いましたが、ちょっと中身が分かっていない、私の質疑が分かっていないような形ですので第2回の質問にします。

結局、永久劣後ローンというのが4番目に出ているわけですよ。1、2、3は、これを読む限りでは企業の考えで、企業に貸し出すという形なのか。4番目だけは下の説明によると、国が肩代わりしますというふうになっておりますので、やはり1、2、3よりも明らかに4番目のほうがいいですねという、この関係はどうなっていますかというのが、ここにあなたたちが説明書で出しているわけですよ。だから、劣後ローンだけではなく、この関係で出ているわけですよ。——知らないんだ。ああ、そう。だから、そういうやり方もおかしいんだよね、手続上。まあ、いいですよ。

じゃあ、質問事項の整理をもう一回します。

先ほど言うように、私がこの質問をどうしようかなと思ったんだけど、せっかく意見書として議員から出されているので、できる限り尊重したいというふうな気持ちがあるものだけれども、これは内部だけの問題とかじゃなくて国に、衆参議長、総理大臣、各大臣宛てに朝倉市議会として意見書を出すわけですよ。非常に重要な重みのあるものとして私は捉えてきたから、やはり向こうは専門家たちが見るわけですから、何じゃこりゃというふうな形ではいかんだろうと。

だから、文面についても、しっかりとしたものでないといかんしという形で——そうし

ないと、私が何かこういじめるような形で質問しているように思われたら困るので。やっぱりこれは私自身の議員生活の中で十分に認識した、100%とは言えませんが、いいねと、分かりましたという形で賛成をするならしていくというのが筋だろうと思います。分かりもせんのに大勢に流れて賛成というわけにはいかんだろうという気持ちが私の中にあるから、あえて質疑をいたしております。

今、話が出たように、文面の最初に全企業と書いて、気持ちは中小企業だというやり方は内部的な話なら分かるけれど、国に出す場合に全企業を対象とした法律あるいはその他を作るのか、中小企業にターゲットを合わせたものを作るのかというのは、これはどっちなんだよというふうに思われなかなと。そう思いましたから、私は、どっちなんだよと。だから、そこが1点はっきりしていないということ。

それから2番目、創設という言葉は、今までなかったものを作るということですから、私の認識では。この前の説明も今の説明もそうだけれど、もう既にこの永久劣後ローンが運用されているようなことで理解して——あれっと思ったんだけど、今の説明だと、もう運用されているというふうに、こういう例がありましたという話をされているわけですよ。そうすると、この制度はもう既にあるのかという疑問が私、そのときも今も思いました。そうすると、非常に重要な、文面の意が大事なわけですから、この場合、創設という言葉は適切なのかということを考えました。

こういうやり方で出して本当にいいものだろうか、もうやっとならねえかと。これは一体、朝倉市議会がよく分かったらんのか、融資制度はもう運用しとるじゃないかと、何を創設しろと言っているんだと。だから、中小企業だけにターゲットを合わせろと言っているのかと、こういうふうに私はこの質疑をする前に考えました。これが普通じゃないかなと、これを見る限りは。私の理解がおかしいのかどうかは、ほかの議員さんが判断されればいいですけど。なかなかそういう面で、意見書の文面と内容が十分に理解していないということです。

この2点について、ターゲットを絞ってもう一回。分かりました。（「はい」と呼ぶ者あり）

関連で、3番目の説明があっていないということと、それからあくまでも創設という言葉を使っているが、制度としても運用されているような説明をされているわけですが、提案者は。だから、そこに新たに創設という言葉の意見書を出すことが可能なのかと。全く私、無知な状態で質問しておりますので、おかしい質問になっているのかもしれませんが、そこは提案者が修正してください。

それから最後に、3回しかないので1回言っておきますが、これは議会全体ですけども、この意見書は委員会付託はありません。私がこの質問をしているのがもう最後なんですよ。この質問をしなかったら、私は何の——個人的に受けることはできるかもしれませんが、正式な情報なり、回答を得ないままに賛成・反対を出すという形になります。

この前、全協でやっぱり——それはそうだと思います。こういう今までに耳慣れない初めての言葉が出ていきなり意見書として出すというんですから、私も質問をしたかったです。でも、これ正式にこういう形で出るわけですから、これは議会事務局も含めて議会もそうですけれども、正式な定例議会で提示をされたものについて事後的に説明に回っていいのかというのも今まで私の記憶ではないものですから、この前ちょっとそれは質疑の形ではなくて説明だけで終わらせないかんよという形で引っ込みました。

これは今後、意見書は出す機会がたくさんあると思います。私も8期目を迎えておりますので、ただ単にじゃなくて、こういう問題についてはやはり指摘しておく必要があると思います。どういうふうなやり方を今後されていくのか、こういうことが非常に難しいとか、初めてのような問題を委員会の付託もないままに、時間的余裕もないままに結論を出さざるを得ない。その場合に事前にこういうことをやって理解を示して、でき得れば全会一致でこれを意見書として正式に出すというような形が一番いい方法だろうと思います。

十分にとは言いませんけれど、でき得る限り理解した上での意見書の提出をしていきたいなと思いますので、その点については今後の課題として今日、提案者が言うべきことではないかもしれませんが、できたら事前にそういうことをやって正式に提示をするほうがよかったんじゃないかというふうな、長年やっている私からすると思います。これは議会全体の問題ですから、今後の対応を検討していただきたいというふうにこの場を借りて要望しておきます。じゃあ、2点お願いします。

○議長（堀尾俊浩君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） まず、全企業と中小企業という点の点でございます。すみません、繰り返しになってしまうんですけれども……（発言する者あり）だけでよろしいんでしょうか。分かりました、はい。創設の問題と。

創設につきましては、これもすみません、繰り返しになってしまうんですが、制度としては確かに大企業向けの劣後ローンという仕組みはあるんですけれども、地域金融機関が窓口となった債権買取型の仕組みというのは、新しい仕組みであるというふうに私は考えまして創設という言葉を使わせていただきました。

それと……。ちょっとすみません。整理させてください。

○議長（堀尾俊浩君） 暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時22分再開

○議長（堀尾俊浩君） 時間になりましたので、よろしいですか。再開したいと思います。
10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） お時間を頂きました。私のほうが先ほど説明が間違っておりますし

たので、訂正をさせていただきます。

まず、永久劣後ローンということで説明をさせていただきましたが、この永久劣後ローンという仕組みについては、まだ適用の対象がございません。

先ほど私、大企業が適用しているというようなことを申し上げましたけれど、これはまだ大企業にも入っておりません。ですから、実藤議員が御質問をされた創設の部分につきましては、永久劣後ローンというのは今までまだ適用がありませんので、初めての仕組みですので創設という言葉を使わせていただきたいというふうに思っております。

2点目、関連をいたすんですが、中小企業と大企業の分につきましては、中小企業のことを厚く書いておりましたけれども、永久劣後ローンというのは今のところ、どこも対象として適用を受けているところは仕組みとしてはありませんので、「全企業を対象とした永久劣後ローンの導入を求める」というタイトルにさせていただきたいと思います。中身につきましては、中小企業に厚くという気持ちがあるんですけども、繰り返しになりますが、永久劣後ローンというのはまだどこの企業も適用を受けておりませんので、初めて創設をして全企業に適用をさせていただきますということで考えております。以上、訂正をさせていただきます。

○議長（堀尾俊浩君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 文面と内容とのそごのようになりましたけれども、劣後ローンと永久という言葉と、全企業と中小企業という取り方だというふうに理解をしました。できる限り議員が発案していく意見書はやっぱり尊重してやりたいという気持ちでおりますので、あえてこれ以上言いませんが、やはり国に出すわけですから、内部だけの請願書とか陳情書とかいう文面ではないと。私たちは議会人として、これを国に出して、それなりの審議官、専門家たちが見るわけですから、やっぱり文面の中身は今後とも意見書として国に出していく場合は十分に。

もう1点、先ほども言いましたようにこの3番目を残していたのは、やはりこの種の難しいというか、分からない、初めての内容を議員の皆さんが意見書として出される場合、先ほど言いましたように、委員会付託がありませんので、これを十分に審議するということができないわけです。そうすると、この場でこういうやり取りをしながら理解していくというのは非常に難しいだろうと。分かっているような中身だったら賛成、賛成で結構ですけれど。

だから、議会を含めて、この種の意見書を出す場合に一定の事前の研修といったらおかしいんでしょうけれど、理解をする場を含めて、でき得れば——これは中小企業にとっても大企業にとっても悪い話じゃありませんから、全会一致になるはずですよ。ただしというふうな形ですので、今後は議会——それなりの役職の方たちはそういうのを検討しながら、やはりスムーズにいくように文面、手続を大事にさせていただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 非常に今回の意見書につきましては、専門性が高い意見書にもかかわらず、私どものほうで準備が不十分でございました。大変混乱させたことを、まずはおわびさせていただきたいと思えます。

また、今、御指摘がありましたように非常に専門性が高いですので、なかなか一朝一夕で理解するというのは難しいですので、次回より検討の時間を十分配慮いたしまして提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑は終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第1号議案、第12号議案及び第38号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。また、意見書案第1号についても、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたします。

次の本会議は18日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でした。

午後3時28分散会